

令和8年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 令和8年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象者は、県内で介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「介護事業所等」という。）を運営又は開設する法人等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを宣言すること。</p> <hr/> <p>加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、対象外の事業所については、同等の対策（一つ星又は二つ星）を講じていることを宣言すること。</p> <p>(3) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、本事業により介護テクノロジーを導入する場合は次のア又はイに掲げる支援を受けること。</p> <p>ア 省略</p> | <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象者は、県内で介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「介護事業所等」という。）を運営又は開設する法人等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを宣言すること。<u>事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。</u>加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、対象外の事業所については、同等の対策（一つ星又は二つ星）を講じていることを宣言すること。</p> <p>(3) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、本事業により介護テクノロジーを導入する場合は次のア又はイに掲げる支援を受けること。</p> <p>ア 省略</p> |

イ 介護生産性向上推進総合事業(地域医療介護総合確保基金)を活用して県が設置する介護生産性向上総合相談センター若しくは厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援(中央管理事業)並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修、
厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー」又は「デジタル中核人材養成研修」を受講するとともに、県介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

(4)～(8) 省略

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月2日から施行する。
- 2 改正後の令和8年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱第2条第2号及び第3号イの規定は、令和8年6月12日から適用する。

イ 介護生産性向上推進総合事業(地域医療介護総合確保基金)を活用して県が設置する介護生産性向上総合相談センター若しくは厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援(中央管理事業)並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修
又は厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、
「生産性向上フォローアップセミナー」及び「デジタル中核人材養成研修」を受講するとともに、県介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

(4)～(8) 省略